平成２１年（フ）第８６号
茨城県稲敷市江戸崎甲2228番地１　赤井住宅16号
債務者　柴崎　由美（旧姓立石）
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
茨城県取手市井野839番地　フローラルハイムＡ―202号
債務者　野堀　里佳
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
茨城県守谷市本町860番地の５
債務者　今野　久子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第３３号
千葉県館山市北条2411番地の１
債務者　峯岸　拓矢
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第２０３号
山梨県南アルプス市小笠原2294番地　ウエストプラザ201号
債務者　深澤　友成
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
山梨県笛吹市春日居町小松1146番地１　古屋芳直住宅
債務者　菅野　尚司
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
山梨県南巨摩郡身延町下山210番地５
債務者　五十嵐清二
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
山梨県甲府市里吉２丁目３番14―432号
債務者　花田　勝利
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
山梨県南巨摩郡南部町福士18595番地
債務者　内藤　浩行
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
長野市篠ノ井布施高田868番地
債務者　青木　茂雄
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５６号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番７―409号、前住所兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番８―103号
債務者　髙下　　敏
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２９２号
長崎県長崎市鳴見台１丁目45番９号
債務者　山田　哲雄
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
長崎県長崎市川内町1317番地、旧住所長崎県長崎市東町1207番地１　リバティハウス104号
債務者　横山　涼子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
長崎県長崎市琴海大平町1794番地123
債務者　山口トモ子
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１１号
大分市角子原１丁目11番24号　サニーコート102
債務者　川井　啓史
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４２６号
大分市大字寒田463番地の３　県営２Ａ１―43
債務者　幸　　竜一
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２１号
大分県中津市大字高瀬1028番地の２
債務者　田村　美鈴
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係